「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の概要

条例制定の目的

障害の有無に関わらず、暮らしやすい地域社会の実現を目指します

上記の目的を達成するために、障害を理由とする差別の解消に関して以下の内容を定めます。

１基本理念や、市・事業者・市民の責務

２障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供

３差別を解消するために実施すべき、基本的な施策

４相談の仕組みと紛争解決のための調整委員会の設置

以上4つの内容を基に

障害を理由とする差別とは何かを市民全体で共有します

具体的な施策や相談の仕組みを定め、市民全体の課題として取り組みます

条例の基本理念７つ

１障害者が個人として尊重されること

２何人も不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと

３社会的障壁を取り除くため、障害者との対話により合理的配慮を行うことが促進される必要があること

４全ての障害者は意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

５全ての事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深める必要があること

６障害がある女性、障害がある児童など、全ての障害者について障害の状態や性別、

年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること

７災害時における安全及び安心を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること

市、事業者、市民の責務や役割

市

障害及び障害者への理解の促進を図り、障害を理由とする差別解消に関する施策を総合的、計画的に実施する。

事業者・市民

障害及び障害者への理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

『不当な差別的取扱いの禁止』

市、及び事業者は義務です

市と事業者に禁止される不当な差別的取扱いの禁止について８つの分野で例示

1福祉サービス

2医療

3商品・サービスの提供

4教育

5募集・採用、雇用

6建物・公共交通機関

7不動産の取引

8情報提供・意思表示

『合理的配慮の提供』

市、及び事業者は義務です

社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供の推進

令和5年10月の改正により民間事業者についても努力義務から義務になりました。

基本的な施策８つ

１啓発活動及び交流の推進

２教育の推進

３就労及び雇用に関する支援の充実

４意思疎通の支援の充実

５政策形成過程への参画の推進

６関係機関との連携

７情報の収集、整理及び提供

８人材の育成等

差別に関する相談等の取り組み４つ

１相談への対応

２助言又はあっせん

３勧告・公表

４紛争解決のための調整委員会の設置